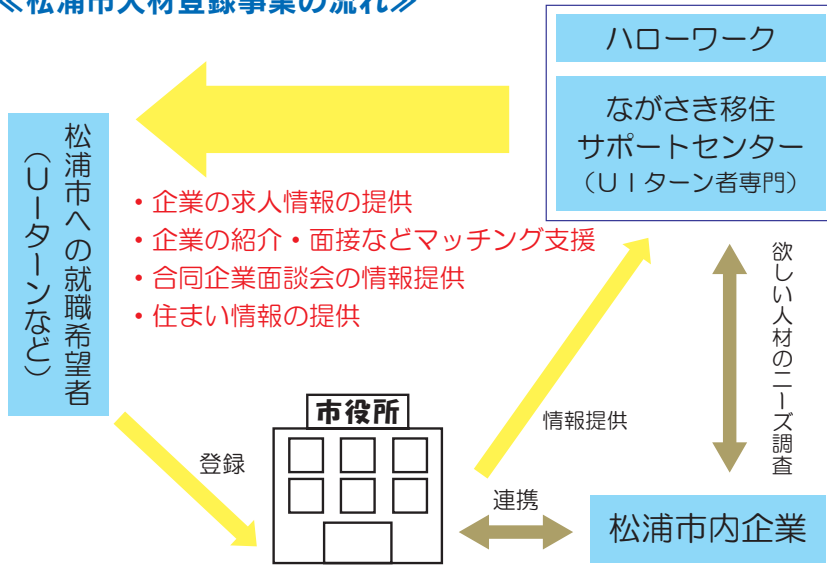


地元で働くことを考えている人へ（松浦市人材登録事業）

《松浦市人材登録事業の流れ》



問 商工振興課企業対策室 ☎内線 242

●登録できる人

県外にお住まいの人で、将来的に松浦市内への就職を希望する人

●登録方法

「人材登録申込書」へ記入し、松浦市へ提出します（申込書は市ホームページからダウンロードできます）。

登録内容は、氏名、生年月日、現住所、現在の状況（大学、就職など）、最終学歴、免許・資格、希望する職業、連絡先など、可能な範囲で結構です。

●登録すると…

松浦市に登録いただいた情報を「ハローワーク」、「ながさき移住サポートセンター」と共有します。

その後、登録者へ企業の求人情報、企業紹介・面接などマッチング支援、合同企業面談会、住まい情報などが提供されます。

移住・定住支援制度について

問 政策企画課企画統計係 ☎内線 315

松浦市若者新生活応援制度（①～②）

就職や結婚などにより新たな生活を始める皆さんを応援する制度です。まだ資格登録申請がお済みでない人は、ぜひご利用ください。

①ふるさと就職奨励金 ～市内に定住する就職者を応援～

【対象者】

◆Uターン者

松浦市外に1年以上居住後に松浦市へ転入した人のうち、転入から1年以内に就職し、5年以上引き続き居住しようとする人 ※採用時年齢が満45歳未満の人

◆新規学卒者

松浦市在住で、新規学卒者のうち、卒業から1年以内に就職し、5年以上引き続き居住しようとする人 ※採用時年齢が満30歳未満の人

【奨励金の額】

1人につき最大30万円分の「まつうら地域振興券」 ※5年間で分割交付



②新生活奨励金 ～転入や結婚により新生活を始める皆さんを応援～

【対象者】

◆Uターン者

松浦市外に1年以上居住後に松浦市へ転入した人のうち、松浦市内の賃貸住宅に入居し、5年以上引き続き居住しようとする人 ※転入時年齢が満45歳未満の人

◆結婚された人

《新規転入者》

結婚後1年以内に松浦市の住民となる人で、5年以上引き続き居住しようとする人

《市内在住者》

結婚後引き続き住民となる人で、5年以上引き続き居住しようとする人

※いずれも、平成27年4月1日以降に結婚かつ、結婚時年齢が満45歳未満の人

【奨励金の額】

1世帯につき最大30万円分の「まつうら地域振興券」 ※5年間で分割交付

③定住奨励金

●マイホーム取得奨励事業

松浦市内で新築または中古住宅を購入し、定住される人を応援します。

●中古住宅改修費用支援事業

空き家バンクに登録された物件の所有者または利用者が行う中古住宅の改修および家財道具などの処分に要する費用を応援します。

④空き家バンク

松浦市内にある空き家を貸したい・売りたいと考えている人に物件を登録していただき、その情報を松浦市の移住や定住のために物件を探している人へ提供する制度です。



※詳しくは、市ホームページをご覧ください。問合せ先へお尋ねください。

※省略文字：問 問合せ先



消費生活センターだより

問 松浦市消費生活センター ☎内線 180、直通 72-1861

プリペイドカードの購入を指示する詐欺業者にご注意！

クレジットカードやデビットカード、プリペイドカード、電子マネーなどのキャッシュレス決済は、現金を持ち歩かずにカードやスマートフォンで買い物できる手軽さから、今後、身近な決済手段としてより多く利用されていくと思われています。一方で、悪質商法に利用させられたり、複雑な仕組みを理解しないままに支払ってしまったことによるトラブルも多く寄せられるようになりました。

〈相談事例〉

スマートフォンを操作していたら、誤って広告をクリックしてしまい、画面に「登録」と表示された。すぐに問い合わせ番号に電話したが、「退会するには、10万円払って下さい。」と脅され、怖くなって指定されたコンビニエンスストアでサーバ型のプリペイドカードを購入し、そのカード番号と免許証の写真を撮ってメールで送ってしまった。(50代 男性)

〈ひとこと助言〉

架空請求やワンクリック請求で、サーバ型のプリペイドカードによる支払いを要求されたという相談が寄せられています。

業者に連絡する事で個人情報知られ、さらに請求を受ける可能性もあります。表示されている問い合わせ先などに連絡してはいけません。

プリペイドカード自体の番号を教えることはプリペイドカード自体を譲ったこととなります。プリペイドカードは匿名性が高いため、支払った金額を取り戻すことは難しくなります。プリペイドカードの番号は他人に決して教えないようにしましょう。

※おかしいなと思ったときは、消費生活センターにご相談ください。

わたしたちの郷土

141
巻



『水中遺跡保護の在り方について』（報告）が公表されました。

我が国において、埋蔵文化財の保護を目的とした行政は、主として陸上に所在する埋蔵文化財を対象に進められてきました。そのため、水中遺跡を保護しようとする機運も低く、行政的な対応や体制整備は十分進んでいない状況にありました。

このような中、文化庁は蒙古襲来の弘安合戦（1281年）に関する松浦市の「鷹島神崎遺跡」を平成24年3月に国の史跡に指定したことを契機に、水中遺跡保護に関する取り組みをはじめました。

具体的な取り組みとして、平成25年3月に有識者による「水中遺跡調査検討委員会」が設置され、平成29年6月までに13回の検討を重ねられました。加えて、埋蔵文化財行政の主体である地方公共団体などの実務担当者による協力者会議からの意見聴取、海外での取り組み事例の調査も行われました。

そして、平成29年10月31日に「水中遺跡保護の在り方について」（報告）が公表されました。この報告では、我が国の水中遺跡保護の必要性、現状と課題、在り方などについて基本的な考え方が示されています。これを受け、本市においても調査・研究および活用などの取り組みの方針について、検討することとしています。

なお、公表された報告には代表的な遺跡の一つとして「鷹島海底遺跡」が事例として取り上げられており、地方公共団体による主な取り組みでは、平成29年4月に開設した「松浦市立水中考古学研究センター」も紹介されています。

報告は、文化庁のホームページで公開されています。

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/maizo.html>



▲報告書（我が国における水中遺跡保護に関する取り組み）の一部